

## 「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果

(対象：正会員・準会員 186 行)

## 1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

(単位：件、百万円)

時 期	件 数	金 額
平成 17 年度	39	31
平成 18 年度	63	59
平成 18 年 4 月～6 月	5	14
平成 18 年 7 月～9 月	15	13
平成 18 年 10 月～12 月	15	15
平成 19 年 1 月～3 月	28	17
平成 19 年度	163	125
平成 19 年 4 月～6 月	41	57
平成 19 年 7 月～9 月	55	42
平成 19 年 10 月～12 月	46	9
平成 20 年 1 月～3 月	21	17
平成 20 年度	80	71
平成 20 年 4 月～6 月	20	41
平成 20 年 7 月～9 月	3	16
平成 20 年 10 月～12 月	30	8
平成 21 年 1 月～3 月	27	6
平成 21 年度	13	4
平成 21 年 4 月～6 月	13	4

## 2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について

時 期	対応方針決定済件数	うち補償件数	補償率
平成 20 年 1 月～3 月	19	15	78.9%
平成 20 年度	76	71	93.4%
平成 20 年 4 月～6 月	20	17	85.0%
平成 20 年 7 月～9 月	1	0	0.0%
平成 20 年 10 月～12 月	29	28	96.6%
平成 21 年 1 月～3 月	26	26	100%
平成 21 年度	11	10	90.9%
平成 21 年 4 月～6 月	11	10	90.9%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。